
第60号 2016年2月1日

税制懇ニュース

発行所

全国税制懇話会
〒169 東京都新宿区百人町 1-16-18
-0073 センチュリービル 2F
東京税財政研究センター内
☎03(3360)3871 FAX03(3360)3870

2016年税制懇春季全国研究集会・定時総会 4月10~11日(日・月)

下呂温泉 水明館で開催

今回は東海ブロックのお世話になります

2016年の春季全国研究集会は、東海ブロックのお世話で下呂温泉「水明館」で開催します。水明館は昨年1月、「プロが選ぶ日本のホテル・旅館100選」総合5位に入選した全国でも有数の宿です。この素晴らしい環境下で、大淵博義中央大学名誉教授の講義はじめ、興味深いテーマが用意されています。しっかり学びましょう。今年は、27年度総会を兼ねた開催となります。

2016年春季研究集会の主な研究内容

◎メイン講演 大淵博義中央大学名誉教授

「税務判決は何故誤るのか ~納税者敗訴判決の要因を検証する~」

◎実践報告 (1) 堂本道信会員(近畿) 「認定賞与か、貸付金か」

(2) 青野友信会員(東京) 「海外子会社のD E Sの取扱い」

※ ほかに税務現場の行政や職場の状況などの現場報告もあります。



2016年春季 全国研究集会・ 定時総会の概要

日 時 4月 10～11日（日・月）
 受付開始 初日 12：00～
 場 所 下呂温泉「水明館」 電話 0576-25-2800
 〒509-2206 岐阜県下呂市幸田 1268
 ※アクセスは別掲
 会 費 20,000円
 （資料代、交流会場での飲食込み）
 ※ 注：宿泊が、2名で1室の場合は 6,480円、1人1室の場合は 11,880円の追加料金となります。

【およその日程】

1日目 開始 13：00～

- ① 27年度定時総会 13：00～13：30
 - ・経過報告及び決算報告、監査報告
 - ・行動計画及び組織方針案、予算案
 - ・役員の改選

（以下、研究集会、司会は林副理事長＝東京）
- ② メイン講演 13：30～16：00
 大渕博義中央大学名誉教授
 演題「税務判決は何故誤るのか～納税者敗訴判決の要因を検証する～」

下呂「水明館」へのアクセス

鉄道利用 名古屋駅で高山本線に乗換え、下呂駅下車（特急ワイドビュー約90分）
 空港利用 ○名古屋空港→名古屋駅（バス30分）→以後は「鉄道利用」に同じ。
 ○中部国際空港→名古屋駅（名鉄30分）→以後は「鉄道利用」に同じ。

※ 水明館は下呂駅から至近距離です。

- ③ 現場からの報告 16：00～17：00
 現役国税職員の報告を予定しています。
- ④ 夕食兼交流会（司会：名古屋ブロック）

2日目 開始 9：00～12：00

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 会員の実践報告 | 9：00～12：00 |
| (1) 堂本道信会員（近畿ブロック） | テーマ「認定賞与か、貸付金か」 |
| (2) 青野友信会員（東京ブロック） | テーマ「海外子会社のD E Sの取扱い」 |

現在 会員数 245名です

組織の拡大に力を入れましょう

前号（2015.9.1付、No.59）以降の税制懇の組織状況をお知らせします。正会員の現勢は245名で、再び250名を切りました。みんなで組織拡大に力を入れましょう。

ブロック	前号の人員	現勢	増減
北海道	27名	26名	△1
東北	13名	11名	△2
関信	32名	29名	△3
東京	82名	81名	△1
東海	18名	18名	—
近畿	47名	46名	△1
北陸	10名	10名	—
中国	8名	8名	—
四国	6名	5名	△1
九州	6名	6名	—
沖縄	5名	5名	—
合計	254名	245名	△9

加入	水村 芳則	関信	27.10.08
退会	吉村 政三	東北	27.07.10 ご逝去
"	高橋十三二	関信	27.08.28 ご逝去
"	大澤 孝	関信	27.10.30 退会
"	古島 孝行	関信	27.10.30 退会
"	山下 静江	北海道	27.11.02 退会
"	国岡 清	近畿	27.11.11 退会
"	伊藤 忠悦	東北	27.11.20 廃業
"	高田 重男	関信	27.12.10 退会
"	泉保 繁美	四国	27.12.31 退会
"	梁木 三郎	東京	27.12.31 廃業

福岡「志賀島」に 82名が集う

秋季全国研究集会・全国理事会
～2015.10.18-19～



2015年秋季全国研究集会は、10月18-19日の両日、福岡市・志賀島で開催、全国から82名の仲間が集いました。

研究集会に先立って、冒頭、全国理事会が開催され、今後の研究活動の強化、情報の交流、組織の強化・拡大に向けた意見交換が行われました。また、恒例の懇親会では、全国の会員が一堂に会し、親しく交流しました。

研究集会の報告

メイン講演は山本守之先生

研究集会のメインの講演は、税務会計研究学会理事などを歴任されている山本守之先生（税理士）でした。

山本先生は、役員が分掌変更により非常勤役員となったことによる退職金の分割支給に対して、「課税庁は支給遅延を理由に退職給与を認めない」（法基通9-2-32）とし、国税不服審判所もこれを容認した事案について講義。「法基通9-2-32の場合の支給時期について記述した法令、通達はない」、「支給時損金経理は、役員退職金を分割支給する

場合の会計処理の一つの方法として確立した会計慣行」であるとした平成27年2月27日東京地裁判決を強調されました。

続いて山本先生は、「税務調査において寄付金の課税が多発しているが、納得できないまま『更正処分』を甘受している例がある」として、寄付金課税のあり方を考える講義を行いました。損金算入について、米国の税法では「通常かつ必要な経費」を損金の額に算入する要件としています。しかし、日本の現行法では、寄付金は反対給付がなく、個々の寄付金について事業に直接関連があるものであるか否かは明確でなく、区分することは実務上困難であることから、形式基準で事業に関連のあるものを擬制的に定め、これを超えた部分を損金に算入するとしています。「資産の贈与、経済的利益の無償の供与としただけで、その支出の背景などは考えられていない」と、現行税制の在り方に疑問を呈しました。

〔現場からの報告〕

メイン講演のあと、税務の現場からの報告が行われ、国税通則法改正後の税務調査など、税務現場の実態が明らかにされました。

〔会員からの報告〕

研究集会二日目は、会員からの報告。「マイナンバー制度 税理士事務所の対応」と題して、東京ブロック岡田会員が報告しました。

続いて、北海道ブロックの布施、古屋両会員から、平成25年8月に始まった税務調査がその後査察事件となり、平成27年3月、告発見送りで決着するまでの事例報告が行われました。

（この記事は、「町田税経センター」の事務所通信2015.10.20付を参考にさせていただきました。）



滞納相談センターの活動を1面トップで報じた東京新聞

東京税財政研究センター、全国税制懇話会（首都圏のブロック）、東京税経新人会などの有志80人（内、正会員40人）が、2015年9月16日に滞納相談センター（東京）を立ち上げてから4か月余りが経ちました。その間、朝日新聞、東京新聞などに大きく報道され、そのたびに相談が集中するという状況です。

現在、正会員40名が相談員として登録されており、7組のチーム編成により1週間交代で相談を行なっています。相談者からの電話は、チーム代表のケイタイに入り、代表からチーム内のメン

バーに割り振ることになっていますが、今のところ、相談は殆んど代表が行なっている状況です。

中間総括がまだ行われていませんが、多額の社会保険料の滞納で全取引先の売掛金を差し押さえられ、解散を余儀なくされたという事例、相談者とともに行政側と交渉し、猶予を認めさせるという事例など、これまで相談件数は50件近くに上っています。

電話相談だけで「一件落着」といかない滞納事例も多く、相談員が多忙で行政側と交渉する時間が取れないといった問題も出ています。また、継続的な相談センターの会議が持てないため、相談事例の検討、事績の整理などが出来ない、など解決すべき課題も出ています。

～おわび～ コスタリカ・キューバの旅 追加枠ならず

本紙前号（2015.9.1付）で、税制懇の海外視察旅行「2016年6月、コスタリカ・キューバの旅、企画中」との情報を掲載したところ、ファクス等で事務局（国際部）への参加申込みが集中し、会員の皆様に「参加申込書」をお届けする前の段階で、定員（22名）充足状態になってしまいました。

本来、全会員に参加申込書をお届けした上で申込みを受け、「定数に達し次第、締め切ります」などとすべきところ、前号の機関紙でお知らせしただけで定員に達してしまいました。税制懇事務局として、手続き上の不備があったことを深くおわびします。

なお、旅行会社と追加枠を交渉し、再募集を検討したのですが、実現に至りませんでした。

本税滞納があるのに、納付額を延滞金（税）に充てられた。どう考えるのか。

角谷 啓一会员（東京ブロック）

設例 納税者・甲はA、B二つの口数の住民税を滞納していたと仮定する。内訳は以下のとおり。

A滞納	納期限 27.10.31	本税 100,000円（27年度分滞納）
B滞納	納期限 26.05.31	延滞金 20,000円（26年度分滞納）

甲は平成28.1.25に市役所の担当官乙を訪れ、50,000円を納付した。自宅へ帰って領収書を確認したところ、納めた50,000円は、A滞納の本税に30,000円、B滞納の延滞金に20,000円充てられていることが分かった。

そこで乙担当官に直ちに電話し、納めた50,000円はすべてA滞納の本税に納めたもの。そのように訂正してほしい、と申し入れたが受け入れられなかった。

問1 このような場合、税法では何か規定があるのですか。

答 先ず、国税通則法には「納めた金額が本税の額に満たない場合は、本税に充てられたものとする（通62②）」と定められています。この「先ず本税から充てる」という規定は、①延滞税の計算は「納付の都度、本税の残額を基礎にして算出される（1項）」こと、及び、②延滞税の額は、本税が完納になったときに確定することから、一部納付があった際、本税から順次充てて、本税を完納させないと延滞税が確定できない。このため、「先ず本税から充てる」という当たり前のことを規定したに過ぎません。

この規定は、過去の「付帯税（注）優先」の原則から、「本税優先の原則」へ転換させて、国税納付に際しての収納処理を「納税者有利」（=利息の付く本税から先に減少させる）の方向を明確にしたという点で重要な意味があります。

※（注）付帯税：延滞税や加算税など本税に付随する税金のこと。付帯税は、延滞税の計算基礎にならない。

問2 地方税法にも、通則法62条に相当する規定があるのですか。

答 昭和57年の税制改正により、通則法62条と

同趣旨の規定が地方税法20条の9の4に設けられました（同年10月1日から実施）。地方税では、それまでは「付帯税優先の原則」（改正前の地方税法14の5）でした。国税の場合は少なくとも昭和37年の通則法制定時から「本税優先の原則」が成文化されていたわけですから、20年もの間、国と地方の間で別々の扱いだったというわけですから驚きです。

ただ、実際は各自治体の実務ではいろいろな試行錯誤があり、取扱いもバラバラだったり、強制徴収（公売代金等）に関する場合のみは「付帯税優先の原則」を適用し、通常の納付の際は「本税優先」の取扱いもあったようです。結局、①国税と扱いを異にするのは混乱が生じるなどまずい、②納税者等との現実の意識との



山中湖から望む富士山

間にズレがあるためトラブルが生じやすい、③殆んどの自治体が「改めるべき」としている、などの理由から、昭和57年10月以降、国税と同様「本税優先の原則」に改められました（改正地方税制詳解、昭和57年版、財団法人地方財務協会P147～148）。

問3 通則法62条や地方税法20条の9の4の規定は、設例とは直接当てはまらないような気がするのですが。

答 そのとおりです。繰り返しますが、通則法62条や地方税法20条の9の4は、延滞税の計算と関わって、例えば設例のA滞納のような、一つの口数を前提にした上で、納付した税金の充当方法（本税優先の原則）を定めた規定なのです。先ほど「この規定は重要な意味を持つ」と述べたのは、この「本税優先」という考え方が出発点になるからです。

しかしながら、設例のように、納付すべき口数が複数（滞納が累積していると、10口を超える口数になる場合も多々ある）の場合で、しかも、その中に本税が残っているもの、本税がすでに完納になって延滞金だけが残っているもの等が混在している。このような場合、具体的にどのように扱うかについての税法の規定はありません。

そこで、国税通則法の基本通達では、34条関係（納付の手続）の3の「弁済充当の順位」の中に、「納付すべき国税の一部が納付された場合の弁済充当は、国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、民法488条から490条（弁済充当）までに定めるところに準ずるものとする」と規定されています。

問4 民法には、設例に合致するような定めがあるのですか。

答 はい。民法488条（指定弁済充当）が、設例のような場合を想定した規定になっています。先ず第一項。これは、設例のように複数の口数の滞納税金があり、滞納税金の総額に満たない額（一部）を弁済する（納める）際の規定です

が、「弁済者は弁済を充当すべき債務を指定することができる」とされています。

そして第二項。これは、例えば、「A滞納の本税」と指定しないで50,000円納めたような場合の規定ですが、「受領者が弁済の充当をなすことができる。ただし、直ちに（弁済者が）異議を述べたときはこの限りに在らず」とされているのです。

つまり、民法の規定でいくと、納税者甲は、納付先を例えば「A滞納の本税」と指定して納税することができるし、指定せずに納めて、意に反して例えば「B滞納の延滞金」へ充当されてしまった場合、直ちに「A滞納の本税に充ててください」と異議をとなえれば、納税者甲の主張が認められる、ということです。設例の場合、納税者甲は直ちに異議をとなえたのですから、甲の主張が認められなければなりません。

問5 徴収行政の実務では、どうなっているのですか。

答 国税でも地方税でも実務では、指定無しで納められた税金は、「古い本税の順から」という処理が当然のこととして行われており、トラブルがあるということは、あまり耳にしません。

問6 設例のように、何故、市役所担当官が「延滞金」にこだわるのでしょうか。

答 おそらく、B滞納は26年度の過年度分の滞納なので、「滞納繰越分の重点整理」という市役所の方針があって、あまり法律のことを知らない担当官（地方自治体では担当部署がよく変わるので、それぞれの専門家が育たないと言われる）が、市当局の方針を強引に押し付けたのではないでしょうか。

仮に、行政側として、「延滞金へ優先充当する合理的理由」（例えば、延滞金の消滅時効が接近している等）があった場合でも、力強くでやるのではなく、事情を説明した上で納税者側の協力を得る、という手続が当然必要になるでしょう。